

## 三田市重層的支援体制整備事業における参加支援事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

三田市重層的支援体制整備事業における参加支援事業業務（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項第2号に基づく事業）

### 2 業務目的

第3次三田市地域福祉計画に基づき、困りごとを受けとめ、支援する仕組みづくりを行うために、法第106条の4第1項の重層的支援体制整備事業として、同条第2項第2号に規定する参加支援事業を行う。

近年、急速な少子高齢化の進展や経済・雇用などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化に伴って、地域のコミュニティ機能の低下や人と人とのつながりの希薄化が進んでいる。その中で、個人や世帯の抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、社会的孤立や8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどといった複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が増加し、従来の分野別の福祉制度では対応が困難な状況が生じている。

また、支援者側も担い手の減少・不足という課題を抱えながら、複合的な課題を抱え支援を必要とする人々の増加に対応するため、課題解決型の支援から伴走型の支援への転換が求められている。

そのため、下記の2つの観点（【参加支援を実施する上での観点】、【地域づくりを実施する上での観点】）を踏まえた事業展開を行うことで、「支える」「支えられる」という関係を超えたつながりを生み出し、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指す。

#### 【参加支援を実施する上での観点】

- ・プランに基づく支援のみならず、ゆるやかで豊かなつながりを作る取り組みの展開
- ・対象が人であることを念頭に置き、人の生活に関わる全ての分野にまたがる支援を行う
- ・誰かとつながって認め・認められ、自己肯定感を高めることで誰もが元気になれる

#### 【地域づくりを実施する上での観点】

- ・困りごとを抱える人や世帯を包摂的に受け止める土壌づくり
- ・その地域に住む人々が、自分たちの幸せを追求する取り組みの促進
- ・上記の2つが重なることで、より豊かで住みやすい地域になるという意識の醸成

### 3 準拠法令等

(1) 本業務を実施するにあたり、準拠すべき法令等は次のとおりとする。なお、履行期間中に改正があった場合は、改正された内容を遵守すること。

- ア 法
- イ 三田市諸規程
- ウ その他関係法令

(2) その他参考とすべき通知等は次のとおりとする。なお、履行期間中に更新があった場合は、更新された内容を遵守すること。

ア 重層的支援体制整備事業実施要綱

令和6年12月19日付け社援発1219第18号、障発1219第1号、老発1219第1号、こ成環第302号、こ支虐第451号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知の別紙

イ その他、国、県から発出される重層的支援体制整備事業に係るもの

### 4 履行期間

契約締結日（令和7年8月中を予定）から令和11年3月31日までとする。

### 5 履行場所

三田市内

### 6 業務に要する経費及び支払い

- (1) 本市は、予算の範囲内で業務の実施に要する経費を委託料として受託者に支払うものとする。
- (2) 委託料の請求及び支払いの手続きについては、業務委託契約書の定めるところによるものとする。
- (3) 契約締結年度の翌年度以降において、歳出予算の当該予算について減額又は計上されなかった場合、市は、この契約を変更または解除することができる。この場合において、市は損害賠償の責めを負わない。

### 7 業務内容

「2 業務目的」を達成するため、本市と受託者の十分な連携の下、以下の内容により事業を実施すること。

(1) 社会参加のための支援

三田市多機関協働支援会議（重層的支援会議）を通して事業の利用が決定した対象者や、のちに事業利用が見込まれる人の社会参加に向けた以下

の支援活動を実施する。それに付随した各関係機関との連携や役割調整も担うこと。

ア 相談受付

イ プラン作成（年5件程度を想定。但し、初年度は5件未満を想定）

ウ 支援の実施

(ア) 対象者の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチング

(イ) 参加支援のメニューづくり

(ウ) 対象者の定着支援

(エ) 受け入れ先への支援

(2) 地域を基盤とした参加の機会の発掘や受け皿となる土壌づくり

参加支援を推進する観点から、制度やサービスなどフォーマルな支援に加えて、地域における社会資源のネットワークや住民同士のつながりによるインフォーマルな力を、個別支援の一つの手法にする支援体制の整備について働きかけること。また、地域資源のネットワーク化とエリア拡大を図るとともに、住民を含めて「日常的に関わり合える関係性」を構築し、行政や支援関係機関、校区コミュニティ組織などとも緊密な連携を構築すること。

具体的には、以下の取り組みを実施すること。その際、特定の組織や活動者の熱意だけに頼らない、持続可能な仕組みを目指すこと。

ア 地域における様々な社会資源の把握

福祉事業所、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、地域活動団体等、今ある資源の把握と集約。集約した情報は成果物として本市に提出すること。

イ 既存団体同士のつながり・連携

市全体ではなく、生活に密着したエリア（概ね小学校区単位）での団体同士の連携促進。

ウ 新たな居場所・機会づくり

ひきこもりなど課題を抱える人のニーズに沿った新たな居場所・機会の創出。

エ 地域活動に多種多様な人が参加できる環境や機会の創出

地域活動の現場において、その担い手が不足している現状が顕在化しつつある。原因として「自分の地域でどんな活動をしているか分からない」、「参加するためにどのように申し込めばよいか分からない」、「地域活動に参加する人は支援が必要な人だけ」などの思いがある。

その原因を解消するために、新規・既存の地域活動に関わらずその活動に興味・関心を持てるよう、ホームページやSNSなどのICTを活用し周

知を図ることで、多種多様な人が地域活動に参加できる環境や機会を創出すること。

(3) 重層的支援体制整備事業におけるその他事業者との連携

事業実施にあたり、法第106条の4第2項第4号に基づくアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者や同条同項第5号に基づく多機関協働事業者、支援関係機関、三田市多機関協働支援会議（重層的支援会議及び支援会議）の構成員等との連携を十分に図り、必要に応じて、情報共有会議等に出席すること。

(4) ICT等の様々な媒体を通じた住民への周知及びコミュニケーション活動

「地域共生社会」、「地域や暮らし、生活課題などに関わり合うこと」などの話題の提供並びに重層的支援体制整備事業の周知・啓発を通して、専門職から住民まで「支援のあり方」を考えるようなコミュニケーション（広報・啓発）を設計・実践する。

ア 啓発資料の作成・発行

イ ICTを活用した情報発信（ホームページ・SNSなど）

令和7年度中に運用開始できるようにすること。

ウ ICTを活用した情報発信の運用（ホームページ・SNSなど）

令和7年度はプレ運用とし、令和8年度から本格運用すること。

エ 本市が市広報誌並びに市ホームページで行う重層的支援体制整備事業を通じた取り組み等の広報へ協力すること。

(5) その他本業務の目的を達成するために必要な事柄

本市と協議して決定すること。

## 8 業務実施体制

(1) 業務実施日

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から17時（内、勤務時間は7時間）を基本とする。但し、業務に応じて柔軟に運用するとともに、基本とする業務実施日においては、本市との連絡体制を確保すること。

(2) 人員配置

業務を実施するための職員として、管理責任者1名、従事者を1名以上、計2名以上を配置し、管理責任者または従事者のうち1名は専従とする。管理責任者及び従事者（以下「従事する職員」という。）は、本業務の目的及び社会的に生きづらさを抱える人に対する理解がある者であること。また、従事する職員から1名「参加支援マネジャー」を選任し、本市に報告すること。

## 9 関係書類の提出

### (1) 実施計画書

受託者は、業務開始にあたり本市と協議を経た上で実施計画書を作成し、本市に提出し、承認を受けること。

実施計画書には、実施体制（従事者の氏名、有する資格、役割等）、年間の業務スケジュール、その他業務実施にあたって必要な事項及びそれにかかる予算を記載すること。

- (2) 受託者は、毎年度ごとに業務の成果を記載した「実績報告書」を年度終了後、速やかに本市に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、毎月の業務終了後、翌月 15 日までに「月報」（出席した会議の議事録等を含む。）を本市に提出し、本市と進捗管理のための協議を実施すること。
- (4) 受託者は、国の定める報告月の 5 日までに所定の様式で報告書を本市に提出すること。

## 10 履行状況の把握

- (1) 受託者は、「9 関係書類の提出」の(3)のとおり月報の提出並びに進捗管理のための協議を行うこと。ただし、本市が報告を求めた場合には随時報告しなければならない。
- (2) 本市は、前号の報告内容を確認し、業務の履行状況を把握するとともに、受託者に対して必要な確認・指示を行うものとする。
- (3) 受託者は、本市が求めた場合には必要な調査、集計、分析等を行い、本市に報告すること。

## 11 個人情報の取扱い

本業務の実施に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び三田市個人情報保護法施行条例の規程に従って取り扱わなければならない。履行期間終了後においても同様とする。

## 12 苦情等への対応

本業務の実施に関する苦情・トラブル、問い合わせへの対応は受託者の責任において行うこと。また、苦情・トラブルが発生した場合は、対応後に報告書を作成し、速やかに本市に報告すること。

## 13 業務実施における再委託について

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは

できない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

#### **14 業務の引継ぎ**

業務の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときで引継ぎの必要があるときは、受託者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、本市に引き渡すものとする。

#### **15 業務実施における注意事項**

- (1) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、上記「1 業務目的」の達成のために、必要と認められる事業は、本市と協議の上、誠実に履行するものとする。
- (2) 本市から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (3) 本業務に係る関係書類は、業務委託期間終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存すること。
- (4) 本業務により得られたデータ及び成果物は本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用し、又は公表してはならない。
- (5) 著作権、肖像権等、その他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

#### **16 協議による決定**

- (1) 本業務の遂行にあたっては、本市及び受託者双方の十分な協議により処理するものとする。
- (2) 疑義が生じた場合は、原則として双方の意向を尊重しながら、双方の再度の協議により処理するものとする。